

第6期土岐市障がい福祉計画
第2期土岐市障がい児福祉計画

令和3年3月
土岐市

はじめに

近年、障がい福祉施策においては、すべての障がい者が、地域で安心して生活でき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに支え合いながら暮らすことができる「共生社会」を目指してきました。

本市においても、平成 29 年 3 月に策定しました「土岐市障がい者計画」の基本理念「ともに支え合いながらやさしさが織りなすまちづくり」のもと、各施策を進め、平成 30 年 3 月に「第 5 期土岐市障がい福祉計画（第 1 期土岐市障がい児福祉計画含む）」を策定して、障がい者の自立支援や社会参加の推進に向けた取組を進めてきたところです。

このたび、現行計画が期間満了することから、国の基本指針や県の動向、現行計画の成果目標に対する進捗状況等を踏まえ、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とした「第 6 期土岐市障がい福祉計画」「第 2 期土岐市障がい児福祉計画」を策定いたしました。この計画においては、障がい福祉に関する施策・事業の一層の充実を図るため、障がい者の地域生活への移行支援、計画相談支援体制の充実、障がい児支援の強化等を盛り込んだところです。地域全体で支えるシステムの強化、必要なサービス基盤の整備等、障がいの有無に関わらずすべての人がともに生き、ともに安心して暮らせる「地域共生社会」を目指して、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました土岐市障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました各種団体の関係者並びに市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

土岐市長 加藤 淳 司



□ ■ 目次 ■ □

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと期間	2
3	計画の策定体制	4
4	国の基本指針の主な変更点について	5
第2章	障がい者を取り巻く状況	6
1	障がい者の現状	6
2	人口の将来推計	11
3	第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）の評価	12
4	アンケート調査の結果	22
5	障がい福祉の推進に向けた課題	27
第3章	計画の理念と成果目標	28
1	計画の理念	28
2	成果目標	28
第4章	サービス見込み量と確保のための方策	34
1	障がい福祉サービス	34
2	地域生活支援事業	42
3	障がい児福祉サービス	50
第5章	計画の推進	54
1	計画の推進にあたって	54
資料編		55
1	土岐市障害者計画等策定委員会設置要綱	55
2	土岐市障害者計画等策定委員会委員名簿	56
3	策定経過	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国の動向

我が国では、平成23年に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられました。また、平成25年には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」として「障害者基本法」の趣旨を踏まえる形で改正施行されました。

その後も、平成28年には障がいを理由とする差別の解消の推進に関することや、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」と表記）」が施行されています。さらに、平成30年4月からは「障害者総合支援法」の改正によって、障がい者が地域で生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることや、「児童福祉法」の一部改正によって、障がい児支援の二ーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることが推進されています。

そして、令和2年に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」と表記）」が改正され、障がい福祉人材の確保や障がいのある人の社会参加を支える取組などに、より一層取り組んでいくことが重要と示されました。

(2) 本計画の策定趣旨

国の動向のように、障がい者（児）を取り巻く状況は変化を続ける中で、本市では平成29年3月に「土岐市障がい者計画」（平成29年度～令和3年度）を、平成30年3月には、「第5期土岐市障がい福祉計画（第1期土岐市障がい児福祉計画含む）」（平成30年度～令和2年度）を策定しました。そして、「ともに支え合いながら やさしさが織りなすまちづくり」といった障がい福祉の基本理念の下、各種施策や障がい福祉サービスの提供基盤整備を推進してきました。

この度、令和2年度末をもって、「第5期土岐市障がい福祉計画（第1期土岐市障がい児福祉計画含む）」の計画期間が終了となることから、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の見込みや確保方策を検討する「第6期土岐市障がい福祉計画」「第2期土岐市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。また、これにあたっては令和3年度をもって計画期間が終了となる「土岐市障がい者計画」の策定を踏まえた調査等も併せて実施します。

<障がい者（児）の定義について>

障害者基本法では、障がい者を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。本計画では福祉計画を定める根拠法に基づき、障がい者、障がい児は、それぞれ障害者総合支援法で規定する障がい者、児童福祉法で規定する障がい児をいいます。

2 計画の位置付けと期間

(1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置付け

障がい者福祉施策に関しては①障がい者計画、②障がい福祉計画、③障がい児福祉計画の3種類が法定計画として位置付けられており、本計画は②と③に該当します。また、②と③については「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20において、それぞれを一体的に策定してよい旨が示されているため、本市においてもこれに倣い、一体的に策定するものとします。

①障がい者計画

「障害者基本法」第11条第3項に規定されている市町村障がい者計画に相当するもので、本市における障がい者施策に関する基本的な計画です。障がい者計画は、本市が障がい者施策を推進する際の方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉に関する行政運営の指針となる計画です。

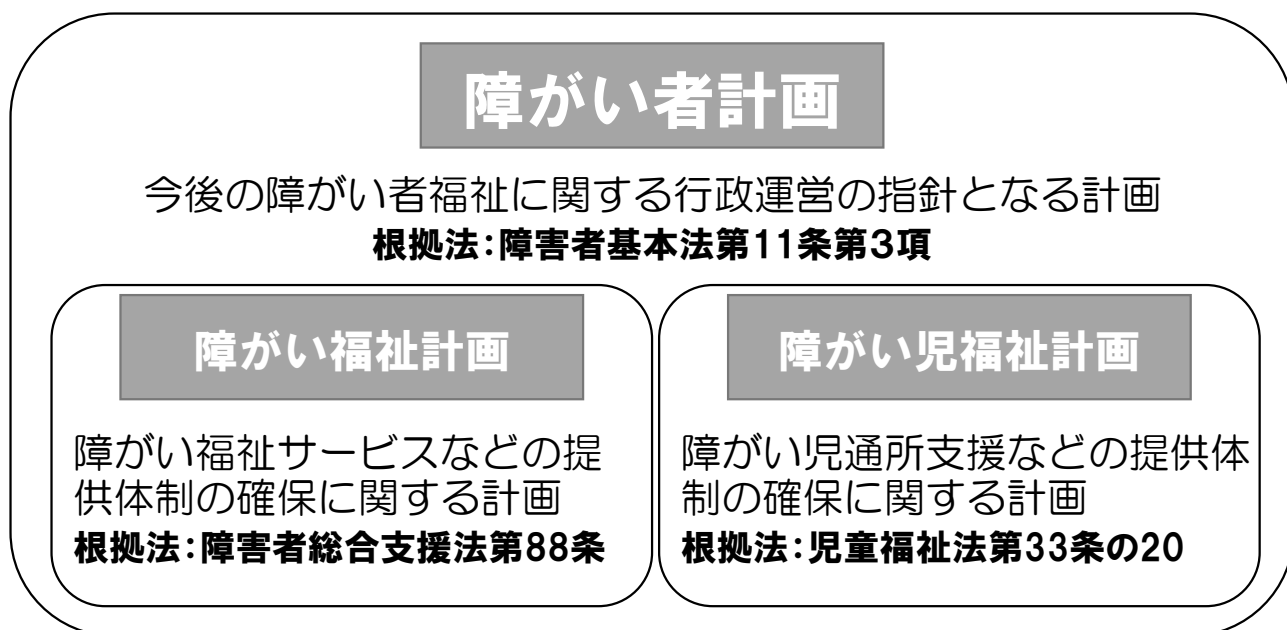
②障がい福祉計画

「障害者総合支援法」第88条により規定されており、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

③障がい児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20に規定されており、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

図表 「障がい者計画」と「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」との関係

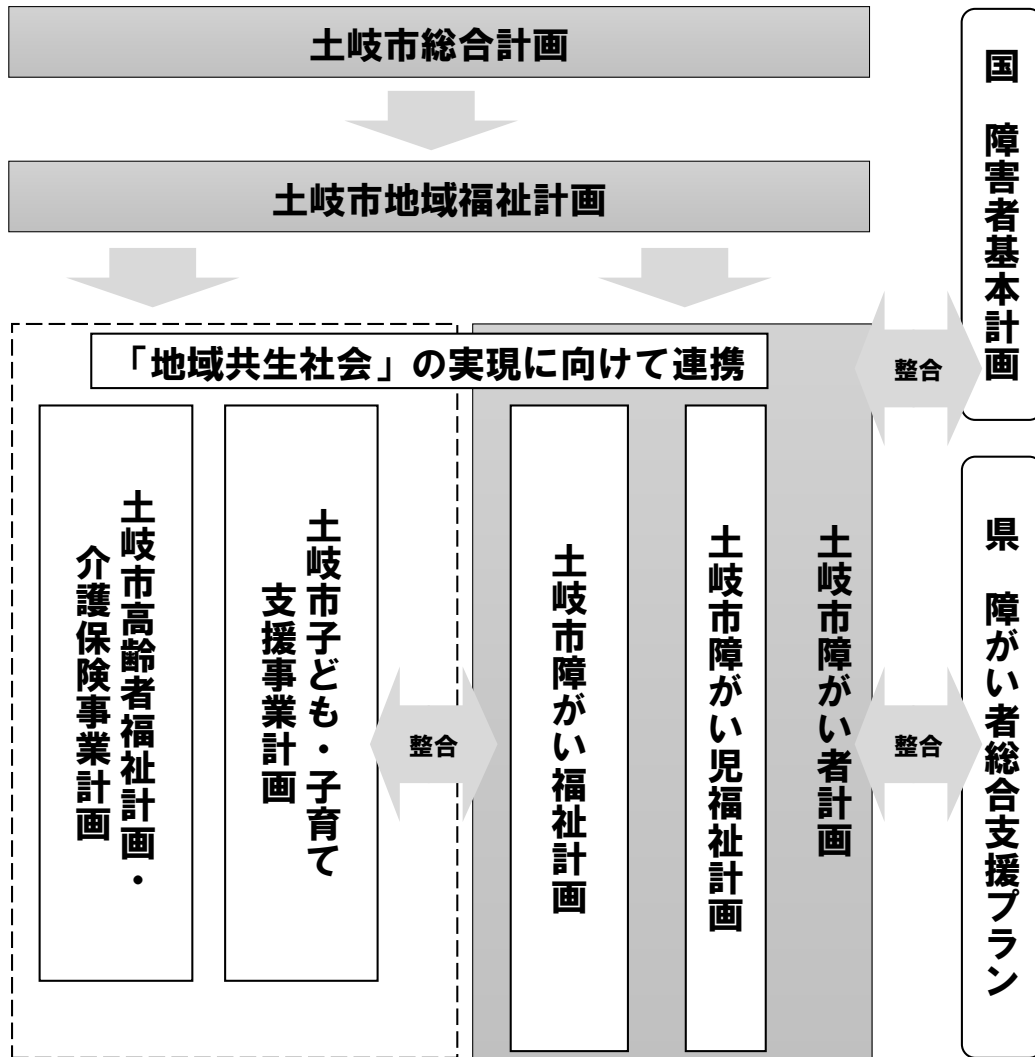


(2) 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「第六次土岐市総合計画」との整合性を図るとともに、「第3期土岐市地域福祉計画」、その他福祉分野個別計画との連携・調整を図ります。

また、国の「障害者基本計画(第4次)」及び岐阜県の「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」との整合性にも留意しています。

図表 上位計画・関連計画との関係



図表 計画期間

計画名	年度	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
土岐市総合計画		第六次								第七次	
土岐市地域福祉計画		第3期					第4期				
土岐市障がい者計画		現行計画				次期計画					
土岐市障がい福祉計画 土岐市障がい児福祉計画		第5期(第1期)			第6期(第2期)【本計画】			第7期(第3期)			

3 計画の策定体制

本計画は以下の体制の下で策定します。

(1) 「土岐市障害者計画等策定委員会」の開催

関連団体、保健、医療、教育、福祉、就労等の各分野の代表者からなる「土岐市障害者計画等策定委員会」を設置し、計画の審議・検討を行いました。

(2) 市民・関係団体からの意見・要望等の収集

①市民アンケート調査の実施

障がいのある人の日常生活の状況や福祉ニーズ等を把握するため、また、一般の方の障がいに対する意識を把握するためのアンケート調査を実施しました。

図表 市民アンケート調査の概要

調査名	実施期間	対象者	回収状況
障がい者アンケート	令和2年9月11日から 令和2年9月28日	令和2年9月1日に市内に居住している方で、身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者のいずれかに該当する方から 1,800人	976票 54.2%
一般アンケート	令和2年9月11日から 令和2年9月28日	令和2年9月1日に市内に居住している方で、「1. 障がい者アンケート」の対象外の方から 1,200人	526票 43.8%

②関係団体への意見聴取

障がいのある人や障がいのある児童の生活を地域で支える障がい関係団体や事業者の意見を反映させるため、ヒアリングシートによって意見を聴取しました。

図表 関係団体への意見聴取の概要

実施期間	対象者	回収状況
令和2年9月11日から 令和2年9月28日	土岐市内の障がい福祉に取り組んでいる38団体・事業所	38票 100.0%

③パブリックコメントの実施

市民の意見を広く反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

4 国の基本指針の主な変更点について

市町村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本指針に即して計画を作成するよう定められています。令和2年に改正された基本指針のポイントは以下のとおりです。

図表 基本指針の見直しの主なポイント

基本指針の基本理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保【新規】
7. 障害者の社会参加を支える取組【新規】

基本理念に新規追加された項目について

【6. 障害福祉人材の確保について】

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である旨が記載された。

【7. 障害者の社会参加を支える取組】

障がい者の地域における社会参加を促進するためにも、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ることや、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進することが必要である旨が記載された。

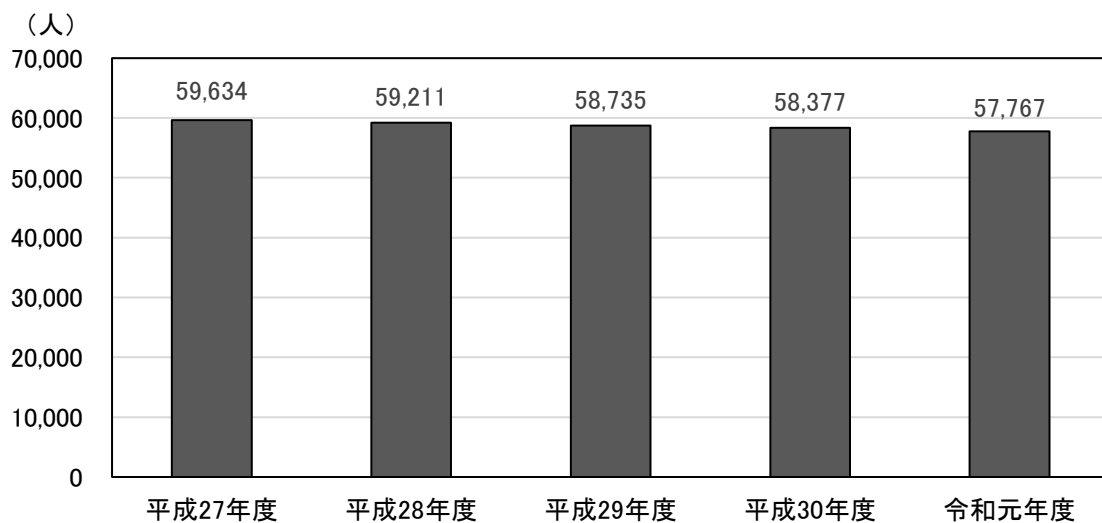
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者の現状

(1) 総人口と障がい者数

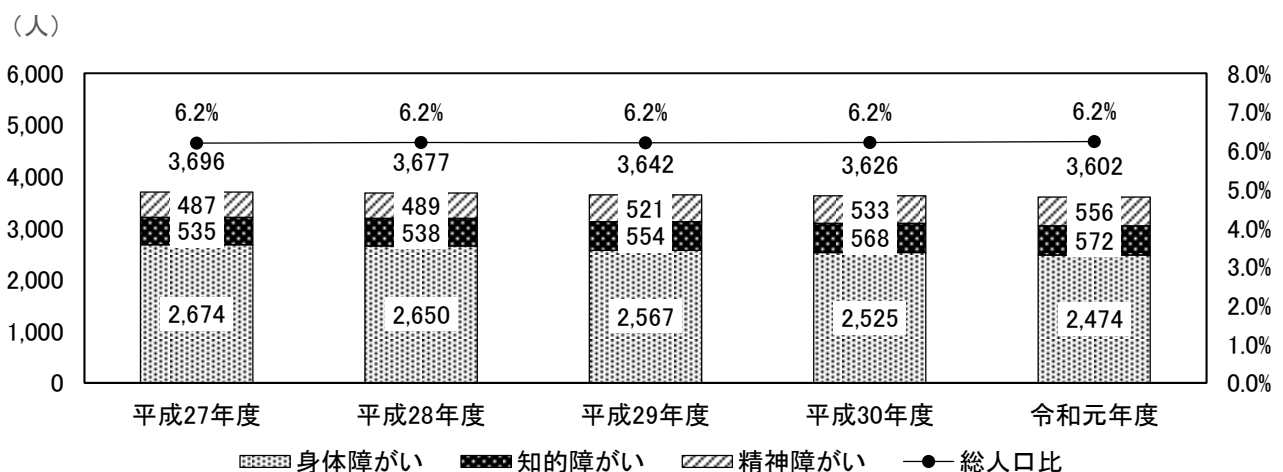
総人口は減少傾向にあり、平成27年度の59,634人から令和元年度は57,767人となっています。また、障がい者手帳所持者数についても総人口同様に減少しており、平成27年度の3,696人から令和元年度は3,602人となっています。総人口比は6.2%で推移しています。

図表 総人口の推移



出典：住民基本台帳 各年度3月末時点

図表 障がい者手帳所持者数の推移と総人口比



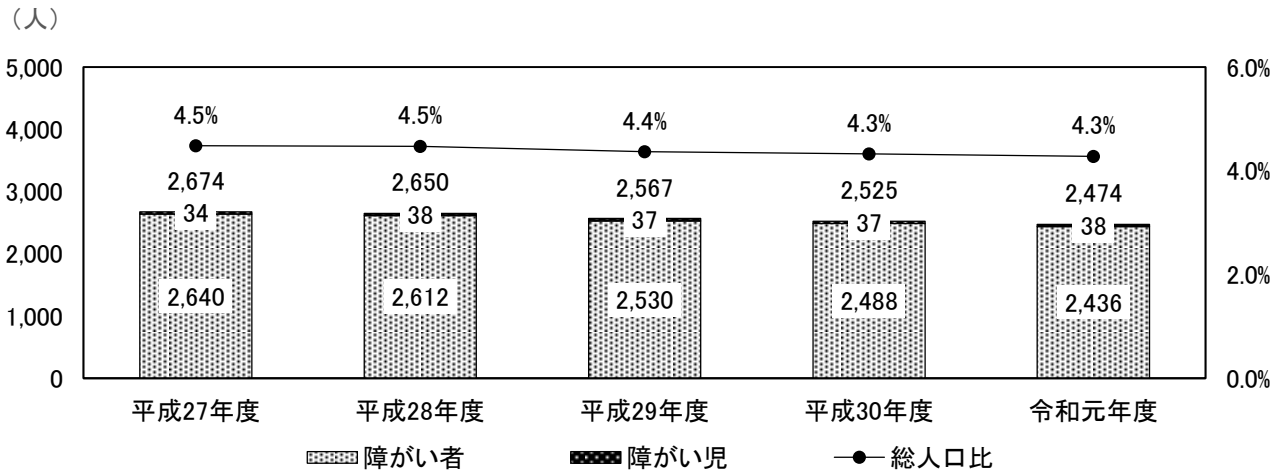
出典：福祉課資料 各年度3月末時点

(2) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳保持者数は減少傾向にあり、平成 27 年度の 2,674 人から令和元年度は 2,474 人となっています。

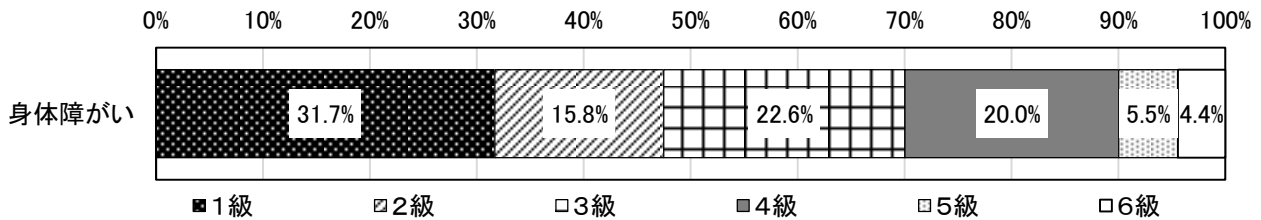
手帳保持者数の等級割合は 1 級が最も高く 31.7%、次いで 3 級 (22.6%) となっています。抱える障がいは肢体不自由が最も高く 48.4%、次いで内部 (36.9%) となっています。

図表 身体障がい者手帳保持者数の推移



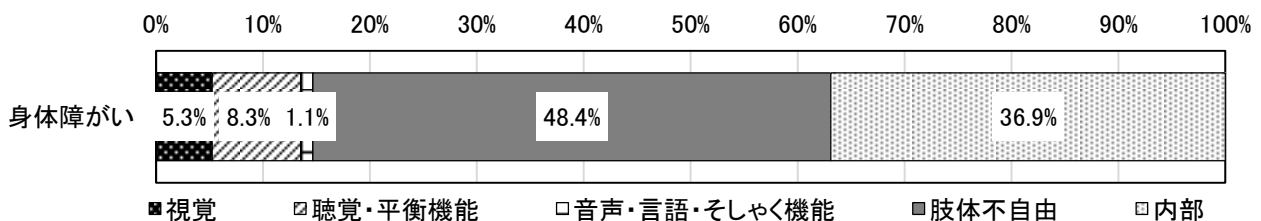
出典：福祉課資料 各年度 3 月末時点

図表 身体障がい者手帳保持者の等級



出典：福祉課資料 令和元年度 3 月末時点

図表 身体障がい者手帳保持者の抱える障がい



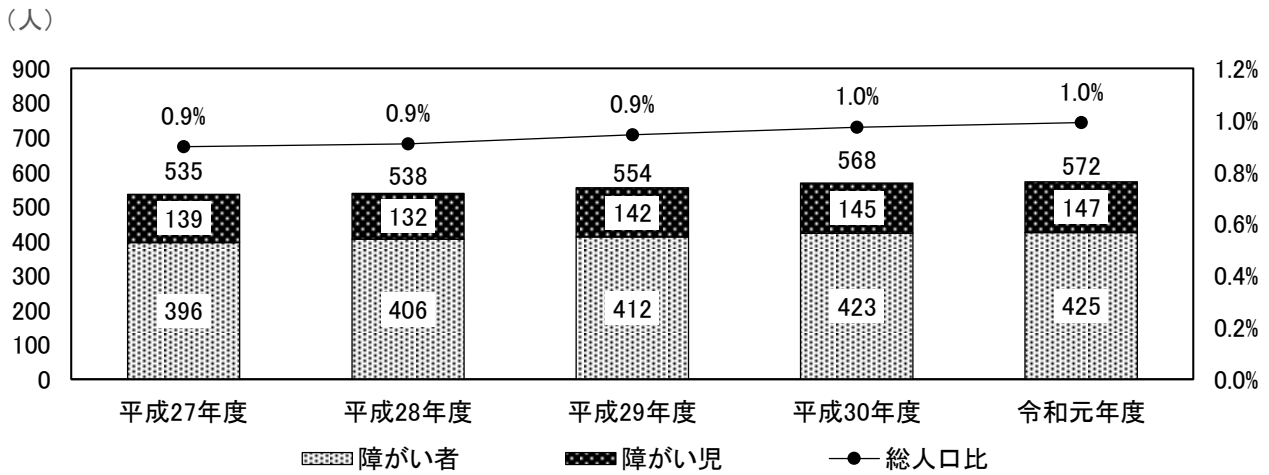
出典：福祉課資料 令和元年度 3 月末時点

(3) 知的障がい者について

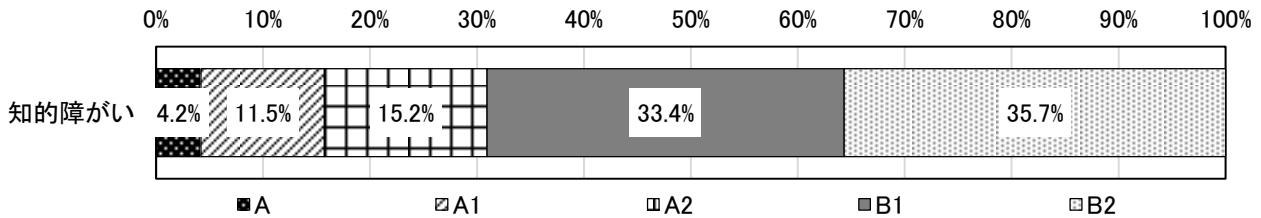
療育手帳保持者数は増加傾向にあり、平成27年度の535人から令和元年度は572人となっています。

手帳保持者数の等級割合はB2が最も高く35.7%、次いでB1(33.4%)となっています。

図表 療育手帳保持者数の推移



図表 療育手帳保持者の等級



図表 岐阜県療育手帳の等級について

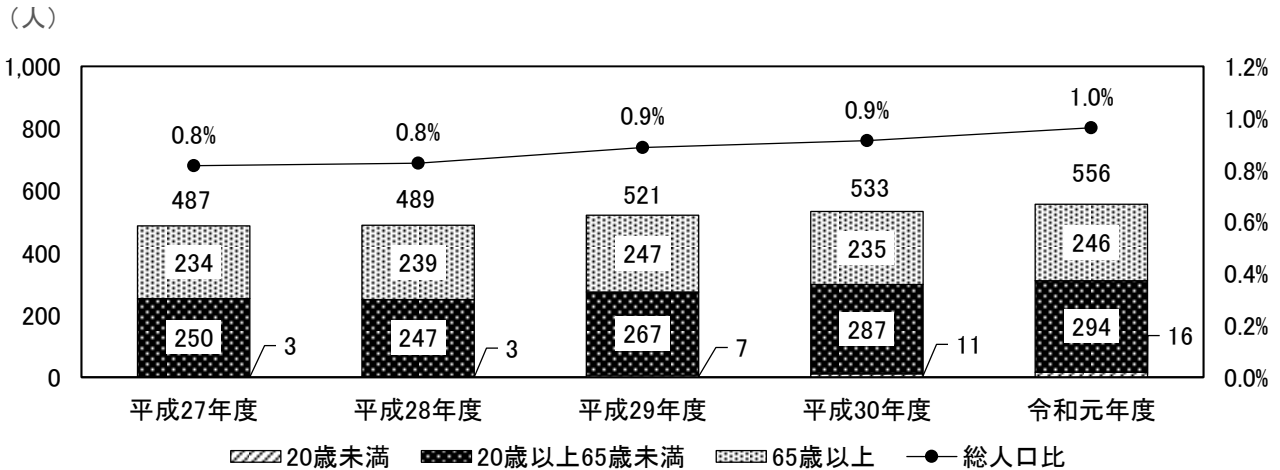
【A1】最重度、【A2】重度、【B1】中度、【B2】軽度

(4) 精神障がい者について

精神障がい者保健福祉手帳保持者数は増加傾向にあり、平成27年度の487人から令和元年度は556人となっています。

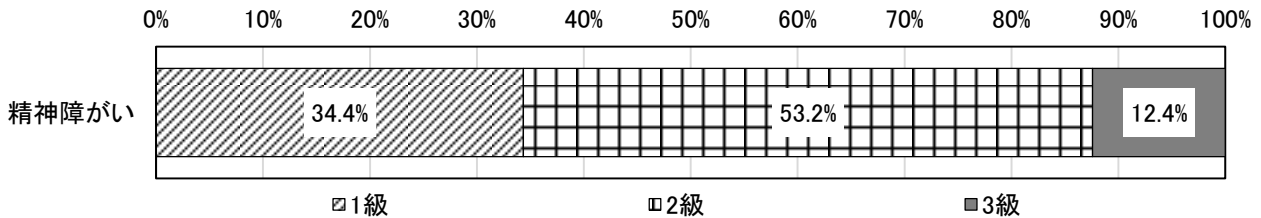
手帳保持者数の等級割合は2級が最も高く53.2%、次いで1級(34.4%)となっています。

図表 精神障がい者保健福祉手帳保持者数の推移



出典：福祉課資料 各年度3月末時点

図表 精神障がい者保健福祉手帳保持者の等級



出典：福祉課資料 令和元年度3月末時点

図表 精神障がい者保健福祉手帳障がい等級について

【1級】

精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

【2級】

精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

【3級】

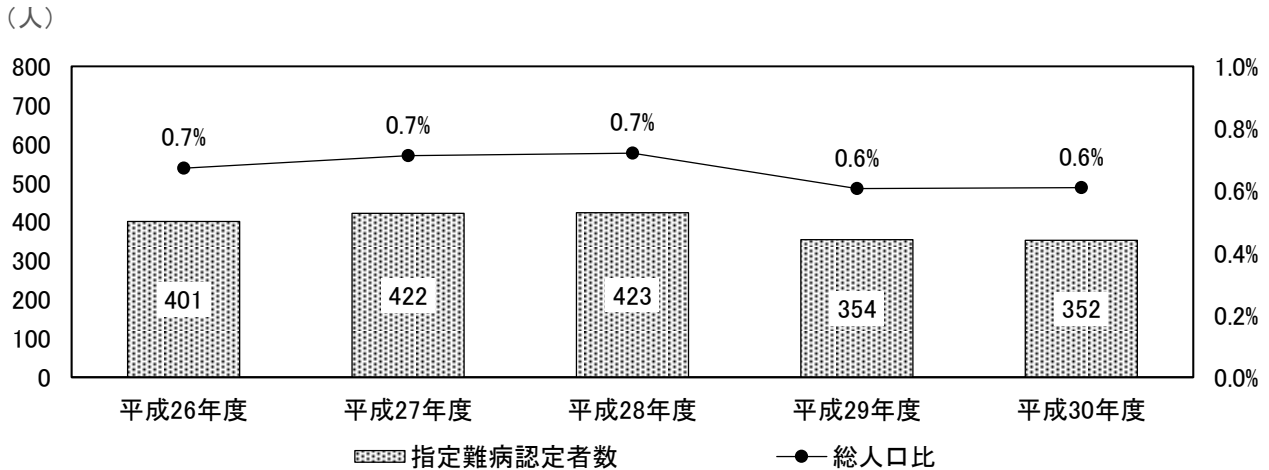
精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(5) 難病患者について

指定難病認定者数はおおむね減少傾向にあり、平成 26 年度の 401 人から平成 30 年度は 352 人となっています。

総人口比は平成 30 年度時点で 0.6%となっています。

図表 指定難病認定者数の推移



出典：東濃保健所資料 各年度 3 月末時点

図表 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）について

<障害者総合支援法の対象疾病（難病等）について>

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）は厚生労働省より公表されており、令和元年7月からは、

- ① 膠様滴状角膜ジストロフィー
- ② ハッチンソン・ギルフォード症候群
- ③ フォンタン術後症候群

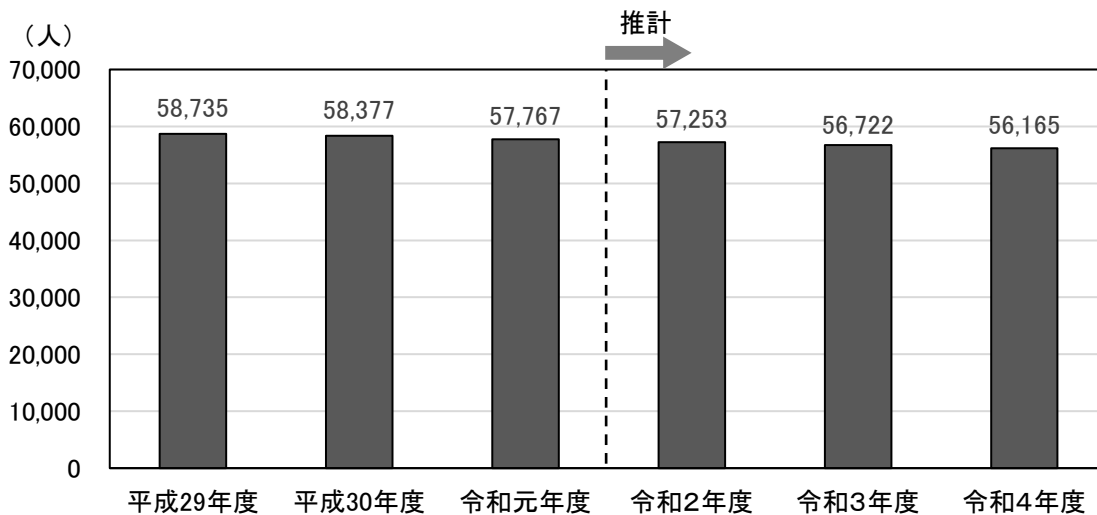
の3種が新たに障害者総合支援法の対象疾病（難病等）として追加され、計 361 種となっています。

2 人口の将来推計

(1) 総人口の推計

総人口は減少傾向が続き、令和4年度には56,165人になると見込まれます。

図表 総人口の推計

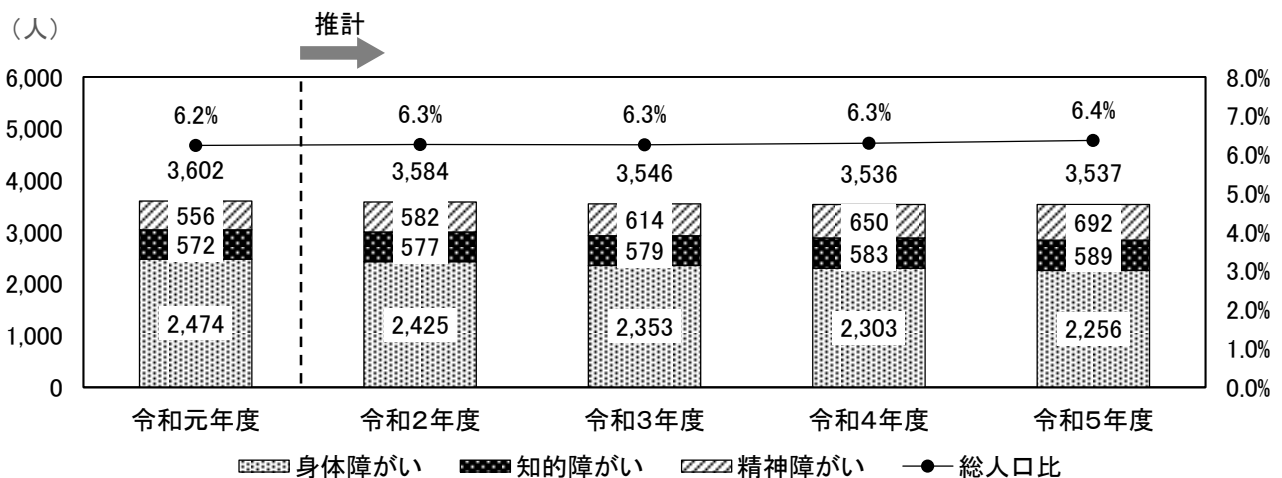


出典：住民基本台帳を基に独自推計（平成27年度から令和元年度 各年度3月末）

(2) 障がい者手帳所持者数の将来推計

障がい者手帳所持者数はおおむね減少傾向が続き、令和5年度には3,537人になると見込まれます。また、身体障がいが増加し、知的障がいと精神障がいは減少することが想定されます。

図表 障がい者手帳所持者数の将来推計



出典：総人口の推計及び各種手帳所持者実績を基に独自推計 各年度3月末

3 第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）の評価

（1）成果目標の評価

「第5期土岐市障がい福祉計画（第1期土岐市障がい児福祉計画含む）」を策定する際、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定しています。

これは、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和2年度を目標年度として障がい福祉計画等において必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として掲げたものです。

「第5期土岐市障がい福祉計画（第1期土岐市障がい児福祉計画含む）」について、令和2年時点では15個の目標のうち7個（47%）が「達成済み」「達成見込み」となっています。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標	計画値	実績値	達成状況	達成状況の概要
令和2年度末時点の入所者数	96人	92人	達成見込み 令和2年 9月末現在	今後の推移によりますが計画値を達成する見込みです。
施設入所者の削減見込 （平成28年度実績値（102人）から令和2年度実績値を引いた人数）	6人	10人	達成見込み 令和2年 9月末現在	今後の推移によりますが計画値を達成する見込みです。 ・入所者2人 ・退所者12人 ※退所者の内訳（死亡:6人 入院:2人 介護移行:2人 GH移行:2人）
令和2年度末時点の地域生活移行者数 （平成28年度末からの延人数）	4人	2人	未達成見込み 令和2年 9月末現在	平成29年度にグループホームへの移行者が2名のみとなっています。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	実績	達成状況	達成状況の概要
令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	未設置	未達成見込み 令和2年 12月末現在	東濃圏域障がい者総合推進会議（県）に「精神障がいケア部会」が設置され、東濃5市で参加。協議の場は市単位での設置のため、今後は市での設置を進めます。

③地域生活支援拠点等の整備

目標	実績	達成状況	達成状況の概要
令和2年度末までに、地域生活支援拠点を東濃圏域で整備	未整備	未達成見込み 令和2年 12月末現在	新型コロナウイルスの影響で計画に遅滞が生じたことにより、国が延期方針を示したため、令和3年度末までの整備に変更します。

④福祉施設から一般就労への移行等

目標	計画値	実績値	達成状況	達成状況の概要
令和2年度年間一般就労移行者数	6人	4人	未達成見込み 令和2年 9月末現在	(過去の実績) 平成29年度：1人 平成30年度：4人 令和元年度：7人
令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	32人	10人	未達成見込み 令和2年 9月末現在	(過去の実績) 平成29年度：21人 平成30年度：16人 令和元年度：14人
利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	5割以上	0割	未達成見込み 令和2年 12月末現在	市内2事業所中、就労移行率が3割を超えた事業所はありません。(算定は市外利用者を含みます)
令和元年度の就労定着支援による職場定着率	80%	100%	達成済み	平成30年度に7人がサービス利用を開始し、全ての方が1年後も職場定着しています。
令和2年度の就労定着支援による職場定着率	80%	100%	達成済み	令和元年度に2人がサービス利用を開始し、全ての方が1年後も職場定着しています。

⑤児童発達支援等の提供体制の整備等

目標	計画値	実績値	達成状況	達成状況の概要
令和2年度末までに児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	未達成見込み 令和2年 9月末現在	事業所と協議してはいますが、現段階では児童発達支援センターの基準を満たすことができる事業所がない状態です。
令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	達成済み	令和2年8月より開設された民間事業所が、保育所等訪問支援の指定を受けており、サービスを提供できる体制が整いました。
令和2年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	0箇所	未達成見込み 令和2年 9月末現在	事業所と協議してはいますが、現段階では開設しようとする事業所がない状況です。
令和2年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	1箇所	達成済み	民間事業所においてサービスを提供しています。
令和2年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場を設置	設置	設置	達成済み	発達障がい児に関する検討会議において、医療的ケア児支援のための協議の場を設置しています。

(2) サービス見込み量の評価

「第5期土岐市障がい福祉計画（第1期土岐市障がい児福祉計画含む）」を策定する際、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス見込み量を推計しています。この見込み量と実績の各年度数値を合計して平成30年度から令和2年度の対計画比を算出し、見込み量と実績に30ポイント以上の乖離が見られた項目について網掛けしています。

障がい福祉サービス

①訪問系

行動援護の利用時間で対計画比が大きく下回っています。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
居宅介護	人	63	65	67	62	64	63	96.9%
	時間	805	835	865	746	912	885	101.5%
重度訪問介護	人	1	2	2	3	0	1	80.0%
	時間	5	10	10	18	0	11	116.0%
行動援護	人	5	5	5	4	3	4	73.3%
	時間	80	85	90	48	46	56	58.8%
同行援護	人	9	9	9	10	9	8	100.0%
	時間	82	84	86	77	56	80	84.5%
重度障がい者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0	—
	時間	0	0	0	0	0	0	—

②日中活動系

自立訓練（生活訓練）の利用人日、就労継続支援（B型）の利用人数・人日、就労定着支援の利用人数、短期入所（福祉型）の利用人数において、対計画比が大きく上回っています。

就労移行支援の利用人数・人日、短期入所（医療型）の利用人数・人日において、対計画比が大きく下回っています。

（1月あたり）

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 8月末	3年度分の合計
生活介護	人	160	166	173	160	154	157	94.4%
	人日	3,230	3,351	3,492	3,228	3,238	3,106	95.0%
自立訓練 （機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0	—
	人日	0	0	0	0	0	0	—
自立訓練 （生活訓練）	人	7	7	8	9	7	7	104.5%
	人日	70	71	77	130	129	132	179.4%
就労移行支援	人	24	28	32	16	14	10	47.6%
	人日	400	450	504	243	248	169	48.7%
就労継続支援 （A型）	人	74	77	80	56	65	65	80.5%
	人日	1,482	1,535	1,595	1,085	1,262	1,230	77.6%
就労継続支援 （B型）	人	61	63	65	95	95	108	157.7%
	人日	955	971	986	1,438	1,569	1,671	160.6%
就労定着支援	人	4	5	6	7	8	7	146.7%
療養介護	人	7	7	7	7	7	7	100.0%
短期入所 （福祉型）	人	5	6	7	15	10	9	188.9%
	人日	35	42	49	63	34	35	104.8%
短期入所 （医療型）	人	1	1	2	1	1	0	50.0%
	人日	6	6	12	5	7	0	50.0%

③居住系

自立生活援助の利用人数において、対計画比が大きく上回っています。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
自立生活援助	人	0	1	1	3	2	1	300.0%
共同生活援助	人	32	34	35	35	34	42	109.9%
施設入所支援	人	96	96	96	94	94	91	96.9%

④計画相談支援・地域移行支援・地域密着支援

対計画比に大きな乖離は見られません。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
計画相談支援	人	97	100	100	156	134	76	123.2%
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0	—
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0	—

地域生活支援事業

①相談事業

対計画比に大きな乖離は見られません。

(年間あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
障がい者相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6	100.0%
障がい者虐待防止センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置	—
総合支援協議会	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置	—
基幹相談支援センター	設置状況	検討	設置	設置	検討	設置	設置	—

②意思疎通支援事業

対計画比に大きな乖離は見られません。

(年間あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	5	5	5	5	5	4	93.3%
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1	100.0%

③日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具の件数において、対計画比が大きく上回っています。

在宅療養等支援用具の件数、住宅改修費の件数において、対計画比が大きく下回っています。

(年間あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
介護訓練支援用具	件	1	1	1	3	3	1	233.3%
自立生活支援用具	件	6	6	6	6	5	2	72.2%
在宅療養等支援用具	件	22	22	22	6	8	7	31.8%
情報・意思疎通支援用具	件	3	4	5	6	8	3	141.7%
排せつ管理支援用具	件	1,750	1,790	1,820	1,727	1,756	1,133	86.1%
住宅改修費	件	2	2	2	3	0	1	66.7%

④手話奉仕員養成研修事業

養成講習修了見込者数において、対計画比が大きく下回っています。

(年間あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
養成講習修了見込者数	人	0	15	0	0	6	0	40.0%

⑤移動支援事業

移動支援事業の利用人数・延利用時間において、対計画比が大きく下回っています。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
移動支援事業	人	13	13	13	9	10	6	63.4%
	延時間	50	50	50	36	34	20	60.0%

⑥地域活動支援センター事業

見込みと実績に大きな乖離は見られません。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	2	2	2	2	100.0%
	人	66	70	74	99	100	68	127.2%

⑦日中一時支援事業

見込みと実績に大きな乖離は見られません。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
日中一時支援事業	人	44	43	41	47	49	44	108.8%
	延日数	410	400	390	205	398	394	83.1%

⑧訪問入浴サービス事業

見込みと実績に大きな乖離は見られません。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
訪問入浴サービス事業	人	3	3	3	3	3	4	111.1%
	延日数	12	12	12	9	10	13	86.9%

児童福祉法に基づくサービス

①障がい児通所支援

見込みと実績に大きな乖離は見られません。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
児童発達支援	人	97	97	97	90	81	90	89.7%
	人日	485	485	485	432	437	394	86.8%
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0	—
	人日	0	0	0	0	0	0	—
放課後等デイサービス	人	81	81	81	97	99	101	122.2%
	人日	1,050	1,050	1,050	1,196	1,361	1,145	117.5%
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0	—
	人日	0	0	0	0	0	0	—
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0	—
	人日	0	0	0	0	0	0	—

②障がい児相談支援

見込みと実績に大きな乖離は見られません。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
障がい児相談支援	人	35	35	35	25	29	24	74.3%

③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

令和2年度までを目標に、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター1名の配置を見込んでいましたが、実績は0名となりました。

(年間あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	1	0	0	0	—

④子ども・子育て支援等の提供体制の整備

保育所の利用人数において、対計画比が大きく下回っています。認定こども園の利用人数において、対計画比が大きく上回っています。

(1月あたり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度8月末	3年度分の合計
保育所	人	53	53	53	53	11	23	54.7%
認定こども園	人	3	3	3	3	44	63	1222.2%
放課後児童健全育成事業	人	—	—	—	—	—	—	—

4 アンケート調査の結果

(1) 障がい者アンケートの概要

① 住まいや暮らしについて

- 今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思うかについて、「家族と一緒に生活したい」が68.8%と最も割合が高く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」(11.8%)、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」(9.6%)となっています。
- 希望する暮らしを送るために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」が61.5%と最も割合が高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(37.5%)、「相談対応等の充実」(31.4%)となっています。また、発達障がいにおいて「相談対応等の充実」や「コミュニケーションについての支援」が他の障がいよりも高くなっています。

図表 希望する暮らしを送るために必要な支援

		合計	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の充実	コミュニケーションについての支援	その他
全体		811 100.0	233 28.7	230 28.4	304 37.5	129 15.9	499 61.5	255 31.4	107 13.2	178 21.9	28 3.5
障がいの状況別	身体障がい	473 100.0	177 37.4	134 28.3	207 43.8	57 12.1	256 54.1	106 22.4	46 9.7	62 13.1	18 3.8
	知的障がい	192 100.0	30 15.6	61 31.8	61 31.8	52 27.1	119 62.0	86 44.8	39 20.3	73 38.0	2 1.0
	精神障がい	212 100.0	38 17.9	74 34.9	63 29.7	32 15.1	154 72.6	81 38.2	28 13.2	57 26.9	13 6.1
	難病患者	48 100.0	19 39.6	16 33.3	23 47.9	6 12.5	23 47.9	11 22.9	6 12.5	9 18.8	0 0.0
	発達障がい	122 100.0	12 9.8	30 24.6	29 23.8	42 34.4	88 72.1	59 48.4	26 21.3	54 44.3	4 3.3
	高次脳機能障がい	38 100.0	9 23.7	13 34.2	17 44.7	7 18.4	19 50.0	14 36.8	3 7.9	15 39.5	0 0.0

②就労について

- 今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについて、「仕事をしたい」が 52.2%、「仕事はしたくない、できない」が 47.8%となっています。特に、「仕事をしたい」は発達障がいや精神障がいで高くなっています。
- 障がい者の就労支援として必要なことについて、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 65.7%と最も割合が高く、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(50.1%)、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(49.6%)となっています。

図表 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか

		合計	仕事をしたい	仕事はしたくない、できない
全体		230	120	110
		100.0	52.2	47.8
障がいの状況別	身体障がい	79	35	44
		100.0	44.3	55.7
	知的障がい	85	42	43
		100.0	49.4	50.6
	精神障がい	113	62	51
		100.0	54.9	45.1
	難病患者	13	7	6
		100.0	53.8	46.2
発達障がい	49	31	18	
	100.0	63.3	36.7	
高次脳機能障がい	18	9	9	
	100.0	50.0	50.0	

③権利擁護について

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、「ない」が 54.6%、「少しある」が 23.6%、「ある」が 21.8%となっています。
- 成年後見制度の認知状況について、「名前も内容も知らない」が 44.2%と最も割合が高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(32.2%)、「名前も内容も知っている」(23.6%)となっています。特に、知的障がいや発達障がいにおいて、「名前も内容も知らない」が高くなっています。

図表 成年後見制度の認知状況

		合計	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない
全体		559	132	180	247
		100.0	23.6	32.2	44.2
障がいの状況別	身体障がい	287	75	97	115
		100.0	26.1	33.8	40.1
	知的障がい	163	37	52	74
		100.0	22.7	31.9	45.4
	精神障がい	153	29	57	67
		100.0	19.0	37.3	43.8
	難病患者	35	8	15	12
		100.0	22.9	42.9	34.3
発達障がい	105	18	37	50	
	100.0	17.1	35.2	47.6	
高次脳機能障がい	25	6	9	10	
	100.0	24.0	36.0	40.0	

④災害について

- 火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて、「できる」が37.1%、「できない」が36.2%、「わからない」が26.7%となっています。
- 近所にあなたを助けてくれる人はいるかについて、「いる」が25.3%、「いない」が33.0%、「わからない」が41.7%となっています。特に、泉町において、「いない」が高くなっています。

図表 近所にあなたを助けてくれる人はいるか

		合計	いる	いない	わからない
全体		823 100.0	208 25.3	272 33.0	343 41.7
地区別	土岐津町	142 100.0	41 28.9	43 30.3	58 40.8
	下石町	85 100.0	16 18.8	27 31.8	42 49.4
	妻木町	97 100.0	22 22.7	34 35.1	41 42.3
	鶴里町	20 100.0	11 55.0	1 5.0	8 40.0
	菅木町	21 100.0	7 33.3	7 33.3	7 33.3
	駄知町	99 100.0	35 35.4	22 22.2	42 42.4
	肥田町	72 100.0	19 26.4	19 26.4	34 47.2
	泉町	279 100.0	57 20.4	114 40.9	108 38.7

⑤運動やスポーツについて

- 運動やスポーツをしているかについて、「している」が23.5%、「していたが、今はやっていない」が41.0%、「今まで運動やスポーツをしたことがない」が35.5%となっています。特に、精神障がいにおいて、「していたが、今はやっていない」が高くなっています。
- 障がいのある方がスポーツ活動をより多く行うためには、どのようになればいいと思うかについて、「身近で気軽に、障がい者が使える施設があれば」が52.2%、「一緒にスポーツをする仲間がいれば」が37.4%、「安く使える施設があれば」が33.1%となっています。

図表 運動やスポーツをしているか

		合計	している	していたが、今はやっていない	今まで運動やスポーツをしたことがない
全体		817 100.0	192 23.5	335 41.0	290 35.5
障がいの状況別	身体障がい	462 100.0	97 21.0	186 40.3	179 38.7
	知的障がい	210 100.0	61 29.0	58 27.6	91 43.3
	精神障がい	206 100.0	44 21.4	106 51.5	56 27.2
	難病患者	47 100.0	12 25.5	16 34.0	19 40.4
	発達障がい	126 100.0	47 37.3	44 34.9	35 27.8
	高次脳機能障がい	33 100.0	7 21.2	14 42.4	12 36.4

(2) 一般アンケートの概要

①障がいに対する考え方について

- 「障害者差別解消法」が施行されたことを知っているかについて、「知っている」が18.2%、「知らない」が81.8%となっています。「知っている」の割合は20歳未満及び20歳代、60歳代で高くなっています。
- 障がいのある人への差別・偏見があると思うかについて、「ある」が43.5%、「ない」が56.5%となっています。

図表 「障害者差別解消法」が施行されたことを知っているか

		合計	知っている	知らない
全体		494	90	404
		100.0	18.2	81.8
年齢別	20歳未満	4	1	3
		100.0	25.0	75.0
	20歳代	14	3	11
		100.0	21.4	78.6
	30歳代	28	5	23
		100.0	17.9	82.1
	40歳代	51	7	44
		100.0	13.7	86.3
50歳代	60	10	50	
	100.0	16.7	83.3	
60歳代	86	20	66	
	100.0	23.3	76.7	
70歳以上	249	43	206	
	100.0	17.3	82.7	

②地域での支え合いについて

- ボランティアへの参加状況について、「特に参加したいとは思わない」が43.6%と最も割合が高く、次いで「現在は参加していないが、機会があれば今後は参加してもよい」(34.0%)、「以前参加したことがあるが現在は参加していない」(17.2%)、「参加している」(5.1%)となっています。特に、障がい者との接点がある方において「現在は参加していないが、機会があれば今後は参加してもよい」が高くなっています。

図表 ボランティアへの参加状況

		合計	参加している	以前参加したことがあるが現在は参加していない	現在は参加していないが、機会があれば今後は参加してもよい	特に参加したいとは思わない
全体		488	25	84	166	213
		100.0	5.1	17.2	34.0	43.6
障がい者との接点の有無別	接点がある	164	6	33	68	57
		100.0	3.7	20.1	41.5	34.8
	ない	318	18	51	95	154
		100.0	5.7	16.0	29.9	48.4

(3) 関係団体ヒアリング

① 関係団体の抱える困りごとや課題について

- 「利用」、「支援」、「確保」、「活動」、「仕事」、「連携」という単語が多く抽出されました。
- 障がい者関係団体としては、会員の高齢化や減少、新規会員の確保が難しく活動の継続が困難という意見が多く見られます。
- 事業者としては、職員・利用者の確保、就労支援における仕事の不足、障がい児支援に向けた事業者・保護者・学校・行政間における連携強化、グループホームや住宅などの確保、このほか、新型コロナウイルス禍における地域との連携の難しさなどが上げられています。

② 地域生活を送っていくための地域の問題点や課題について

- 「利用」、「地域」、「障がい」、「理解」、「家族」、「生活」という単語が多く抽出されました。
- 障がい者関係団体としては、地域内における障がいに対する理解がより一層深化することを望む意見が見られます。また、就職や結婚といったものについては更なる改善を図ることができる、家族なしでは気軽に外出ができない、余暇を過ごす場所が地域にないといった意見も上がっています。
- 事業者としては、複合的な課題を抱える方がいる中で包括的な相談支援の体制やその周知の重要性、交通手段の充実、地域や企業の障がいに対する理解の深化、利用者の家族の高齢化と親亡き後の生活に対する不安、災害時における福祉避難所の確保などが上げられています。

③ 障がい福祉施策への要望について

- 「支援」、「利用」、「障がい」、「施設」、「福祉」、「事業」という単語が多く抽出されました。
- 障がい者関係団体としては、点字や手話など、障がいに応じて情報に困ることがないように一層の充実を求める意見や、会員の増加等に向けた行政との連携、施設の充実、地域における見守り強化を望む意見が見られます。
- 事業者としては、災害時における避難支援や福祉避難所に関する情報提供、親亡き後の支援体制の確立、障がい者を配慮した交通安全施設・公共施設の設置、利用者の交通費助成、地域共生社会の実現に向けた地域交流の活性化、就労に関する企業との橋渡し、優先調達の利用促進、事業者に対する行政の支援などが上げられています。

5 障がい福祉の推進に向けた課題

ここまでに記載した市の現状を踏まえると、本市の課題として以下のことが考えられます。本計画及び次期障がい者計画で対応を検討します。

(1) 安心・安全に希望する暮らしを実現するために

今後どのような生活を送りたいかについて、家族と一緒にや一般の住宅で一人暮らしといった、住み慣れた地域での生活を望む声が多くなっています。一方で、事業者からは、障がい者が地域生活を送っていく上で、相談支援体制の充実、親亡き後の支援、災害時における支援などが地域の課題として上げられました。実際にアンケートでは、災害時に一人で避難ができないという意見や近所に助けてくれる人がいないという意見も見られるため、こうした方々の支援についても検討しながら、地域での生活を望む方が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていく必要があります。

地域での生活を実現するための支援としては、経済的な負担の軽減や在宅サービスが必要に応じて適切に利用できることを望む声が多くなっていました。今後の人口減少も鑑みながら、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制確保、そして福祉人材の確保に努めることが必要です。

(2) 可能な限り自立して生きがいを持った生活を送るために

仕事をしたいと感じている方が全体で5割弱おり、中でも精神障がいや発達障がいの方では半数を超えています。また、運動やスポーツについては、現在取り組んでいない方が8割近くになっていますが、身近で気軽に使える施設や一緒にスポーツをできる仲間がいれば、障がい者もこうした活動に取り組めるのではないかと声が多くなっています。就労やスポーツをはじめとして、あらゆる場で社会参加の機会を創出していくことが重要です。

そして、障がい者の就労支援として、職場や地域での障がいに対する理解について深化を図るとともに、勤務時間や日数を通院などに合わせて調整できるような、柔軟な働き方への対応が求められています。さらに、企業と障がい者の就労のマッチングを図っていくことや優先調達の利用促進など、生きがいを持って仕事に取り組むための体制整備についても更なる推進が求められています。

(3) 支え合いの地域を実現するために

障がいに関して差別や嫌な思いをしたことのある方が5割近く、一般の方では「障害者差別解消法」を知らない方が8割を超えており、地域において障がいに対する理解促進を更に図っていく必要があります。こうした中で、地域のボランティアへ参加してもよいと考えている方が3割を超えており、こうした方々と障がい者の交流機会を創出していくことが、地域共生社会の実現に向けた第一歩になると考えられます。

また、そのためにも、行政と関係団体や事業者、保護者、学校などの、障がい者とかかわるあらゆる主体が連携し、支え合いの地域の実現に向けた検討を進めていくことが重要です。

第3章 計画の理念と成果目標

1 計画の理念

第六次土岐市総合計画では、健康・福祉の基本目標を「支え合い安心できる暮らしづくり」として、「地域医療の充実を図るとともに、健康の増進や子育て支援、高齢者・障がい者等の福祉を推進し、健やかな心と身体を育み、地域住民がともに支え合いながら安心して暮らせる優しいまちづくり」を推進しています。

これを踏まえ、現行の土岐市障がい者計画の基本理念を「ともに支え合いながらやさしさが織りなすまちづくり」と設定しました。

本計画についても、土岐市障がい者計画と同じ方向を目指して、障がい福祉のまちづくりを推進していくことから、「ともに支え合いながらやさしさが織りなすまちづくり」を基本理念に掲げて各種事業を推進します。

2 成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込みます。その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標を設定します。

項目	内容
国	<ul style="list-style-type: none">令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。令和元年度末時点における施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
県	<ul style="list-style-type: none">令和5年度末の施設入所者は、令和元年度末時点を基準に現状維持とする。令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の3.5%以上が地域生活へ移行することを目指す。

項目	目標値	考え方
施設入所者の削減見込	現状維持	令和元年度末時点の入所者数 94 人から現状維持を見込む。
地域生活移行者数	4人	令和元年度末時点の入所者数 94 人から3.5%以上減少を見込む。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。

項目	内容
国	<ul style="list-style-type: none"> 市町村又は各都道府県が定める障がい福祉圏域において、令和5年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
県	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに各圏域に1つ以上が整備されることを目指す。 整備された地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目指す。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	東濃圏域で設置	国・県の目標設定に沿って、圏域での設置を目標とする。
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年1回以上	国・県の目標設定に沿って、年1回以上の検証及び検討の実施を目標とする。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

項目	内容
国	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを基本とする。内訳は就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上。就労継続支援については、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績のおおむね1.26倍以上。就労継続支援B型事業についてはおおむね1.23倍以上を目指すこととする。 障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
県	<ul style="list-style-type: none"> 国と同様の目標達成を目指す。

項目	目標値	考え方
令和5年度年間一般就労移行者数	11人	年間一般就労移行者数内訳の合計
令和5年度 就労移行支援	3人	令和元年度就労移行支援2人の1.3倍以上を見込む。
令和5年度 就労継続支援A型	6人	令和元年度就労継続支援A型4人の1.26倍以上を見込む。
令和5年度 就労継続支援B型	2人	令和元年度就労継続支援B型1人の1.23倍以上を見込む。
令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者	8人	令和5年度年間一般就労移行者数11人の7割以上を見込む。
就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	7割以上	国、県の目標設定に沿って、7割以上を目標とする。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実や、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標を設定します。

項目	内容
国	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。(困難な場合は、圏域の設置も可) ● 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ● 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。(困難な場合は、圏域での確保も可) ● 令和5年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のために保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携する協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(困難な場合は、県が関与した上での圏域での設置も可)
県	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度末までに、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目指す。 ● 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指す。 ● 令和5年度末までに、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保することを目指す。 ● 令和5年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目指す。 ● 令和5年度末までに、県、圏域及び各市町村(圏域での設置を含む)において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指す。

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	設置	市民のニーズを把握し、運営主体等についても検討を進め、令和5年度末までの設置を目標とする。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み	既に市内で構築済みのため、継続して利用者のニーズに沿った体制の維持に努める。

項目	目標値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保	市民のニーズを把握し、運営主体等についても検討を進め、令和5年度末までの確保を目標とする。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み	既に市内で確保済みのため、継続して利用者のニーズに沿った体制の維持に努める。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	既に市内で設置済みのため、継続して協議の場の開催に努める。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	市民のニーズを把握し、コーディネーターの対応エリアについても検討を進め、令和5年度末までの配置を目標とする。

（５）相談支援体制の充実・強化等【新設】

相談支援体制の充実・強化に向けて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を確保するための目標を設定します。

項目	内容
国	● 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
県	● 令和5年度末までに、各市町村に基幹相談支援センターが設置されることを目指す。

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	設置済み	既に東濃圏域で設置済みのため、継続して相談支援体制の充実に努める。
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催	年 30 回	基幹相談支援センターによる訪問等による専門的な指導・助言及び連携会議（人材育成を含む。）の年 30 回開催を見込む。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そこで、市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組や、請求の過誤をなくすための取組、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組などを進め、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための目標を設定します。

項目	内容
国	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
県	<ul style="list-style-type: none"> 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に指導監査を実施した場合に、その結果を関係自治体と共有します。

項目	目標値	考え方
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加	3人	障がい福祉サービス担当者3人の参加を目標とする。
障がい自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施	1回	年1回の会議実施を目標とする。

第4章 サービス見込み量と確保のための方策

1 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて、適切に必要とする方に提供できるよう、本計画の計画期間である令和3年度から令和5年度にかけての事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（平成27年度から令和2年度）やアンケート調査結果を基に把握した市民ニーズを勘案します。

図表 障がい福祉サービスの一覧

	サービス名	内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型＝雇用型 B型＝非雇用型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	サービス名	内容
居住系サービス	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。
	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
相談支援	計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
	地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(1) 訪問系サービス

① サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、居宅介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援については、おおむね利用者数が一定で推移しており、重度訪問介護については利用者が減少傾向にあります。
- ◆アンケート調査結果では、いずれのサービスにおいても利用意向が見られるため、それらを勘案して各種サービス見込みをおおむね増加傾向で設定しています。

② サービス確保のための方策

- ◆サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上のための支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。
- ◆ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- ◆介護保険事業者に対しても新規参入を働きかけ、事業者の参入を促進していきます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	62	64	63	66	70	73
	時間	746	912	885	899	945	992
重度訪問介護	人	3	0	1	2	2	2
	時間	18	0	11	230	230	230
行動援護	人	4	3	4	4	4	4
	時間	48	46	56	63	63	63
同行援護	人	10	9	8	10	12	14
	時間	77	56	80	76	91	107
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

令和2年度の実績は8月末時点

(2) 日中活動系

① サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、就労移行支援については利用者が減少傾向に、就労継続支援（A型・B型）については増加傾向に、それ以外はおおむね利用者数が一定で推移しています。
- ◆アンケート調査結果では、いずれのサービスにおいても利用意向が見られるため、それらを勘案して各種サービス見込みをおおむね増加傾向で設定しています。

② サービス確保のための方策

- ◆サービス利用者が良質なサービスを受けられるよう、事業者に対する適切な助言や指導を行います。
- ◆サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるようこれらの事業を行う意向を有する事業者等の把握に努めながら、多様な事業者の参入を促進していきます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	160	154	157	161	163	167
	人日	3,228	3,238	3,106	3,286	3,341	3,417
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	9	7	7	8	9	11
	人日	130	129	132	122	138	168
就労移行支援	人	16	14	10	12	15	17
	人日	243	248	169	192	228	265
就労継続支援 (A型)	人	56	65	65	68	72	76
	人日	1,085	1,262	1,230	1,353	1,437	1,502
就労継続支援 (B型)	人	95	95	108	115	122	130
	人日	1,438	1,569	1,671	1,725	1,830	1,950
就労定着支援	人	7	8	7	11	14	18
療養介護	人	7	7	7	7	7	7
短期入所 (福祉型)	人	15	10	9	17	25	35
	人日	63	34	35	78	114	161
短期入所 (医療型)	人	1	1	0	1	1	1
	人日	5	7	0	6	6	6

令和2年度の実績は8月末時点

(3) 居住系サービス

① サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、自立生活援助については利用者が減少傾向にあり、それ以外はおおむね利用者数が一定で推移しています。
- ◆アンケート調査結果では、いずれのサービスにおいても利用意向が見られるため、それらを勘案して各種サービス見込みを増加傾向で設定しています。

② サービス確保のための方策

- ◆地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備を働きかけていきます。
- ◆円滑な地域生活が送れるよう、障がいのある人に対する地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動を行います。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	3	2	1	2	2	2
共同生活援助	人	35	34	42	50	59	68
施設入所支援	人	94	94	91	94	94	94
地域生活支援拠点等	箇所	0	0	0	1	1	1
	回数	0	0	0	1	1	1

令和2年度の実績は8月末時点

※地域生活支援拠点等については年間あたり

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、計画相談支援はおおむね利用者が一定で推移しており、地域移行支援と地域定着支援は利用実績がありません。
- ◆アンケート調査結果では、いずれのサービスにおいても利用意向が見られるため、それらを勘案して各種サービス見込みを増加傾向で設定しています。

② サービス確保のための方策

- ◆サービス提供事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	156	134	76	150	150	150
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

令和2年度の実績は8月末時点

(5) 発達障がい者等に対する支援【新規】

① サービス見込み量の設定

- ◆国の基本指針において、発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート等を通じて発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することとされています。
- ◆本市における発達障がい者等の支援として、市や関係機関が、ピアサポート活動の支援を行っています。これらを通じた見込みを設定します。

② サービス確保のための方策

- ◆引き続き、市と関係機関が連携し活動団体への支援に努めます。

(年間あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアサポートの活動への参加人数	人	44	45	44	45	45	45

令和2年度の実績は8月末時点

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① サービス見込み量の設定

- ◆国の基本指針において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があるとされています。
- ◆令和3年度以降は、こうした体制の構築に向けて保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催を検討します。
- ◆これまで実績がなかった地域移行支援や地域定着支援についても、今後増加が想定される精神障がいに対応するため見込み量を設定します。

② サービス確保のための方策

- ◆保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催に向けて、協議の場を設置します。

(年間あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	0	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	0	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	0	2	2	2

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人	9	8	13	13	13	13
精神障がい者の自立生活援助	人	3	2	1	2	2	2

令和2年度の実績は8月末時点

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう市町村を中心として実施される事業です。本計画の計画期間である令和3年度から令和5年度にかけての事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（平成27年度から令和2年度）を勘案します。

図表 地域生活支援事業の一覧

	サービス名	内容
相談支援事業	地域相談支援センター	障がいの種別にかかわらず、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設することで、障害者総合支援法の目的の実現を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいを持つ方の福祉の向上を目指します。
	障がい者虐待防止センター	養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待の通報・届出の受理等の業務を行います。
	総合支援協議会	障がい者の総合支援のため、障がい福祉に関する事業者、機関及び団体が協働及び連携し、その対応方策を検討並びに調整します。
	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業等を実施します。
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい等のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
	手話通訳者設置事業	聴覚障がい等のある人のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者・要約筆記者奉仕員の派遣調整、関係機関との連絡調整を行います。
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
	排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
	住宅改修費	障がい者などの居宅における円滑な生活動作等の確保を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

	サービス名	内容
その他	手話奉仕員 養成研修事業	聴覚障がい等のある人の日常生活や社会参加の拡大を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した者を養成する研修を実施します。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター 事業	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。
	日中一時支援事業	障がい者に日中活動する場を提供するとともに、家族の就労支援や一時的な休息の支援を行います。
	訪問入浴サービス事業	自宅及び公衆浴場での入浴が困難な在宅の重度の身体障がい者に、巡回入浴車及び看護職員・介護職員を派遣し、入浴介助を行います。
	理解促進研修・ 啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
	成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人の成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。	

(1) 相談事業

① サービス見込み量の設定

◆障がい者相談支援事業については、東濃圏域内6箇所を実施しています。障がい者虐待防止センター、総合支援協議会、基幹相談支援センターについては、既に設置済みであり、いずれも現状のまま推移することを見込みます。

② サービス確保のための方策

◆障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を専門的かつ継続的に行えるよう、地域の相談支援体制やネットワークの構築を図ります。

◆基幹相談支援センターについては、東濃圏域で設置済みです。

(年間あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
障がい者虐待防止センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
総合支援協議会	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター	設置状況	検討	設置	設置	設置	設置	設置

令和2年度の実績は8月末時点

(2) 意思疎通支援事業

① サービス見込み量の設定

◆過去の実績を見ると、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣員はおおむね一定で推移しています。手話通訳者設置事業については現在1箇所を設置しており、いずれも現状のまま推移することを見込みます。

② サービス確保のための方策

◆現在の手話通訳者・要約筆記者派遣事業を継続して実施します。
 ◆障がい者関係団体、社会福祉協議会などとの連携により、地域における手話通訳者や手話奉仕員の把握・養成に努めるとともに、手話通訳者等を確保し、きめ細かなサービス提供体制を整備していきます。

(年間あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	5	5	4	5	5	5
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1

令和2年度の実績は8月末時点

(3) 日常生活用具給付等事業

① サービス見込み量の設定

◆過去の実績から、日常生活用具給付等事業はこれまでの年間実績と同程度を見込みます。

② サービス確保のための方策

◆過去の給付実績を基に、適切な給付を目指します。障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。

(年間あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	3	3	1	2	2	2
自立生活支援用具	件	6	5	2	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	6	8	7	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	6	8	3	8	8	8
排せつ管理支援用具	件	1,727	1,756	1,133	1,750	1,750	1,750
住宅改修費	件	3	0	1	2	2	2

令和2年度の実績は8月末時点

(4) 手話奉仕員養成研修事業

① サービス見込み量の設定

◆過去の実績から、養成講習修了見込者数は現状どおりの推移を見込みます。

② サービス確保のための方策

◆設置手話通訳者とともに、手話サークル活動を行う団体等と連携し、手話や手話奉仕員の活動の周知に努め、研修受講者数の現状維持に努めます。

(年間あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講習修了見込者数	人	0	6	0	0	6	0

令和2年度の実績は8月末時点

(5) 移動支援事業

① サービス見込み量の設定

◆過去の実績から、移動支援事業は現状どおりの推移を見込みます。

② サービス確保のための方策

◆障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして、今後も継続した利用が見込まれるため、適切にサービスを利用することができるよう努めます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	9	10	6	10	10	10
	延時間	36	34	20	35	35	35

令和2年度の実績は8月末時点

(6) 地域活動支援センター事業

① サービス見込み量の設定

◆地域活動支援センター事業の実施箇所数については現状のままの推移を見込みます。利用人数についても現状どおりの推移を見込みます。

② サービス確保のための方策

◆障がいのある人等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、現在2箇所ある地域活動支援センター事業者を積極的に支援していきます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	99	100	68	100	100	100

令和2年度の実績は8月末時点

(7) 日中一時支援事業

① サービス見込み量の設定

◆過去の実績から、日中一時支援事業の利用者数は現状どおりの推移を見込みます。

② サービス確保のための方策

◆利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるように、提供体制の確保に努めます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	47	49	44	44	44	44
	延日数	205	398	394	400	400	400

令和2年度の実績は8月末時点

(8) 訪問入浴サービス事業

① サービス見込み量の設定

◆過去の実績から、訪問入浴サービス事業の利用者数はわずかに増加を見込みます。

② サービス確保のための方策

◆利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるように、提供体制の確保に努めます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	3	3	4	4	4	4
	延日数	9	10	13	16	16	16

令和2年度の実績は8月末時点

(9) その他の事業

理解促進研修・啓発事業

◆障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

自発的活動支援事業

◆障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

成年後見制度利用支援事業

◆障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人の成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。

成年後見制度法人後見支援事業

◆成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

3 障がい児福祉サービス

障がい児を対象とするサービスは、児童福祉法に基づく障がい児通所支援があります。適切に必要なとする方に提供できるよう、本計画の計画期間である令和3年度から令和5年度にかけての事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（平成27年度から令和2年度）やアンケート調査結果を基に把握した市民ニーズを勘案します。

また、第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画とも整合を図るため、特定教育・保育施設における障がい児等の受け入れ人数についても見込みます。

図表 障がい児福祉サービスの一覧

	サービス名	内容
障がい児通所支援	児童発達支援	日常生活の基本的動作を習得及び集団生活に適應することができるよう、療育等の支援を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児等へ、放課後や長期休暇中にも、生活能力向上のため継続的に療育等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等において、集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする児童に、施設を訪問し支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	障がい児相談支援	サービス等利用計画を作成し、障がい児の生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

(1) 障がい児通所支援

① サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、放課後等デイサービスの利用者が増加傾向にあり、児童発達支援の利用者数は一定で推移しています。その他のサービスは利用実績がありません。
- ◆アンケート調査結果を勘案し、一部のサービス見込みを増加傾向で設定しています。

② サービス確保のための方策

- ◆ニーズに応じたサービスの提供ができるように、提供体制の確保に努めます。
- ◆障がい児が必要な支援を受けることができるよう、保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	90	81	90	90	90	91
	人日	432	437	394	457	458	459
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	97	99	101	103	105	107
	人日	1,196	1,361	1,145	1,339	1,365	1,391
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

令和2年度の実績は8月末時点

(2) 障がい児相談支援

① サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績から、障がい児相談支援はわずかに増加を見込みます。
- ◆アンケート調査結果では、わずかに利用意向が見られるため、それらを勘案してサービス見込みを増加傾向で設定しています。

② サービス確保のための方策

- ◆サービス提供事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人	25	29	24	27	28	31

令和2年度の実績は8月末時点

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

① サービス見込み量の設定

- ◆本計画期間の最終年度である令和5年度までに、コーディネーター1名の設置を見込みます。

② サービス確保のための方策

- ◆保健・医療・教育・福祉等の関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、増加するニーズに対応できるよう努めます。

(年間あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	1	1	1

令和2年度の実績は8月末時点

(4) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

① サービス見込み量の設定

◆保育園及び認定こども園について、現状程度での推移を見込みます。

② サービス確保のための方策

◆障がい児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、保育所や認定こども園等における受け入れ体制の確保に努めます。

(1月あたり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	53	11	23	23	23	23
認定こども園	人	3	44	63	63	63	63
放課後児童健全育成事業	人	—	—	—	0	0	0

令和2年度の実績は8月末時点

第5章 計画の推進

1 計画の推進にあたって

次に掲げるような点に留意し、本計画を推進していきます。

(1) 庁内、市内・外における連携の強化

本計画の各種取組を推進するためには、庁内各課の連携のみならず、市内の多様な主体（市民、関係団体及び事業者）の協力が不可欠であることから、連携を強化しながら、取組を推進していきます。

また、市単独で対応できない取組もあるため、国や県、近隣自治体とも協力の上、きめ細やかなサービス提供体制の確保等に努めます。

(2) PDCAサイクルによる点検及び評価

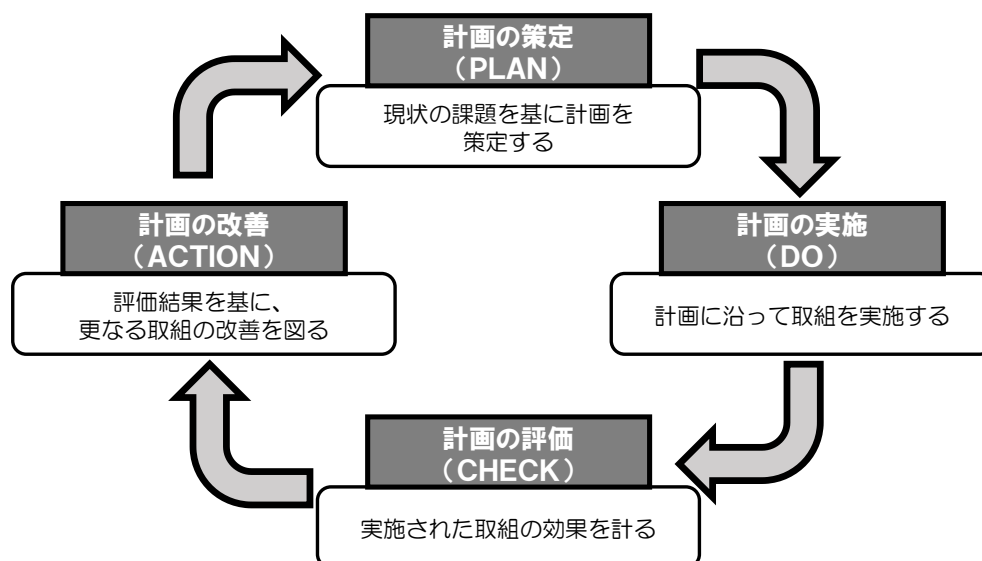
計画の推進にあたっては、進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次の取組に反映していく「PDCAサイクル」による計画の進行管理を進めます。

成果目標や事業量については、実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を行います。

また、中間評価の際には、土岐市総合支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

次期計画を策定する際には、本計画における評価等を踏まえながら、その結果を反映していきます。

図表 PDCAサイクルによる点検及び評価



1 土岐市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく土岐市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく土岐市障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に基づく土岐市障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定に当たり、福祉、医療、保健等に関する幅広い意見を求めるため、土岐市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 行政機関の関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から障害者計画等の策定が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、会議の議長を務める。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(委員会の運営)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

2 土岐市障害者計画等策定委員会委員名簿

	団体名等	役職等	氏名
1号	一般社団法人土岐医師会	理事	田伏 英晶
	岐阜県東濃保健所	健康増進課長	篠田 征子
2号	財団法人岐阜県身体障害者福祉協会	土岐市支部長	河地 泰夫
	NPO 法人東濃さつき会	理事長	江崎 道春
3号	土岐市知的障害者相談員	代表	渡辺 峯雄
	身体障害者デイサービスセンター (社会福祉法人土岐市社会福祉協議会)	主任代理	吉田 雅代
	土岐市幼児療育センター (社会福祉法人土岐市社会福祉協議会)	総括主任	浜野 香織
	岐阜県立はなの木苑	苑長	小森 真哉
	社会医療法人聖泉会ホーリークロスセンター	センター長	藤木 誠
	多治見公共職業安定所	雇用指導官	津田 和也
	岐阜県立東濃特別支援学校	教頭	安藤 葉子
4号	岐阜県東濃県事務所	福祉課長	村橋 弘
	土岐市福祉事務所	健康福祉部長兼所長	可知 路博
5号	土岐市民生児童委員協議会	会長	田中 知敏

3 策定経過

項目	年月日	主な内容
第1回土岐市障害者計画等策定委員会	令和2年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の基本方針について ・アンケート調査票について
アンケート調査	令和2年9月11日から 令和2年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者アンケート ・一般アンケート ・関係団体への意見聴取
第2回土岐市障害者計画等策定委員会	令和2年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査報告について ・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価について ・障がい福祉の推進に向けた課題について
第3回土岐市障害者計画等策定委員会	令和3年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について
パブリックコメント	令和3年2月22日から 令和3年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見0件
第4回土岐市障害者計画等策定委員会	令和3年3月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（計画案）について

第6期土岐市障がい福祉計画
第2期土岐市障がい児福祉計画

発行年月:令和3年3月

発行:岐阜県土岐市

編集:健康福祉部福祉課・子育て支援課

住所:岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

電話:0572-54-1111

ホームページ:<https://www.city.toki.lg.jp/>